

景観届出実績報告(平成30年度)

資料1

平成31年 3月31日 現在

月別届出件数

月	届出件数
H30.4	52
H30.5	64
H30.6	39
H30.7	48
H30.8	60
H30.9	44
H30.10	46
H30.11	54
H30.12	42
H31.1	27
H31.2	39
H31.3	46
総計	561

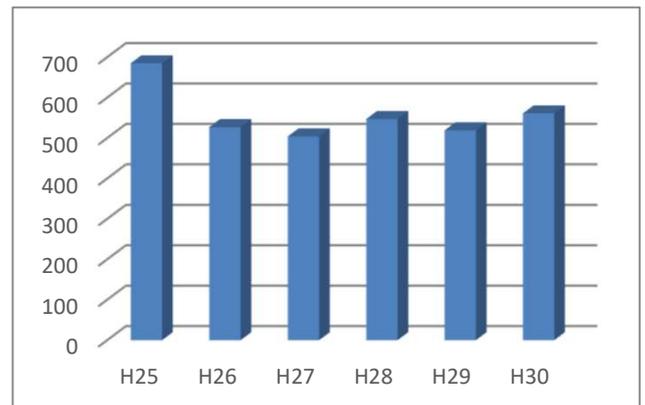
【参考】

29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
58	47	49	37	71
53	47	45	48	52
50	62	48	47	39
41	52	43	60	71
45	56	31	41	56
44	53	39	45	76
36	32	41	52	69
42	38	44	43	68
44	37	42	38	55
27	45	34	48	37
34	33	43	30	44
45	45	45	38	47
519	547	504	527	685

※申請日付による

行為種類別件数(平成30年度)

行為種類別	届出件数	
建築物の建築等(大規模)	37	
建築物の建築等(大規模以外)	497	534
工作物の建設等	10	
開発行為	8	
土地の形質の変更、土石の採取等	1	
木竹の伐採	7	
物件の堆積	1	27
総計	561	561



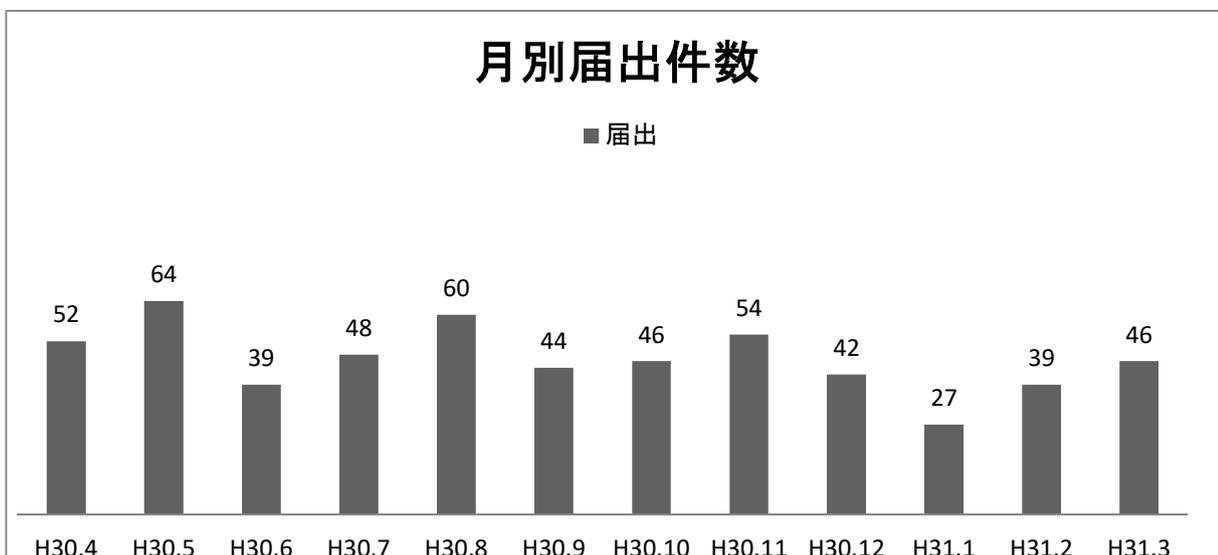
年度別届出件数

地区別件数(平成30年度)

地区別	届出件数
以外	542
鹿野	0
都心軸	19
総計	561

【参考】 事前協議 36
通知 9
変更届出 14

月別届出件数



■都心軸形成における施策について

多様な拠点が集約している都心軸の価値を向上させ、ここに住むことがステータスとなるようなエリア形成を目指す

市の「顔」である徳山港から徳山公園までの多様な拠点が集積している都心軸において、都市機能および居住を誘導する施策として、都心軸のエリア価値の向上を目指し、都市空間デザイン事業、包括的民間委託の導入、景観重要公共施設の指定などを検討する。

○都心軸空間デザイン事業

駐車場の配置適正化に向けた施策、都市機能誘導区域の用途地域の適正化、公共空間の利活用、低未利用地活用促進、既存建物の低層階への商業的利用の促進、景観形成等を包括的に検討しとりまとめた、都心軸空間デザインプランを作成する。

○徳山駅周辺地区 包括的民間委託の検討

徳山駅周辺の市営駐車場、駐輪場、駅前広場、公園などの維持管理、運営を包括的に委託することによって、エリアのまちづくりの目標に沿った面的管理や公共空間の利活用による賑わいの創出を実現するため、包括的民間委託の導入を検討する。

○景観重要公共施設の指定の検討

既存の御幸通、岐山通などの並木通りや新しく整備された駅前広場などの景観を守り育てていくため、景観重要公共施設の指定を検討する。



景観重要公共施設

【概要】

景観法において、公共施設と周辺の建築物が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするために、景観行政団体が、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用の許可の基準」を定めることができるとされている。(法第8条、政令第2条)

定められた場合には、その整備は、景観計画に即して行われる必要がある。(法第47条) また、占用を行う際には、その基準に適合する必要がある。(法第49~54条)

【景観重要公共施設として景観計画に定めることのできる公共施設】

・道路法による道路 ・河川法による河川 ・都市公園法による都市公園など

【整備に関する事項の例】

駅周辺等において風格のある道路整備を行う場合に、街灯や舗装等を景観に配慮したものとする。

【占用等の許可の基準の例】

都市公園において、良好な景観の形成を図るために、公園管理者以外が設置する建築物、工作物その他の物件の形態意匠や高さ等の基準を定める。

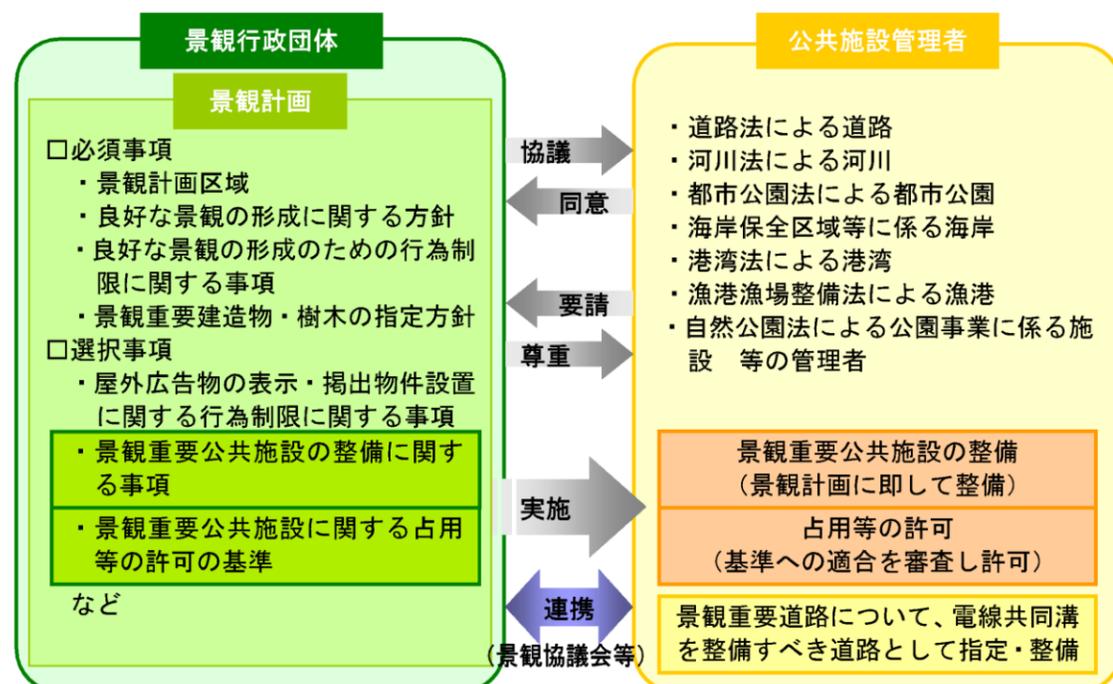
【周南市で想定される公共施設及び整備に関する事項】

○御幸通 ○岐山通 ○徳山港線

- ・歩道舗装の素材、色彩
- ・街路灯、標識・信号柱、横断防止柵、案内サイン等の形状、色彩
- ・植栽、街路樹の種類等

施設更新時などに、統一したデザインによる施設整備、景観形成を行うため、上記の事項などのデザインコードをあらかじめ決めておく。

景観行政団体と公共施設管理者との関係



【整備に関する事項及び占用許可の基準の検討例】

①景観計画に定める事項の検討

- 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針案や、当該道路の周辺地区における行為の制限に関する事項の案との整合を図り、景観重要公共施設の整備により、どのような景観形成を行うのか、そのイメージを具体化します。
- 次に、景観重要公共施設の整備にあたって沿道の景観特性に配慮すべき対象や占用物件について抽出し、それぞれ「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」の内容を検討します。

〔例〕 ○「歴史と文化を今に伝え、潤いをもたらす景観を守り・育て・活用する」を景観計画区域における良好な景観形成に関する方針案の一つと設定
○沿道地区において、行為の制限に関する事項として建築物に対して、屋根形状、壁面の意匠及び色彩など、伝統的な家屋との調和を図るような具体的な基準を設定

【景観重要道路の具体的な整備イメージ（方針例）と抽出項目の例】

「伝統的な家屋との調和を図り、沿道のまちなみを引き立てる潤いある空間の創出」

〔整備に関する事項を設定する対象の抽出例〕

- ①道路の舗装
- ②照明柱、標識・信号柱、横断防止柵、車止め
- ③植栽及び街路樹
- ④案内サイン・ベンチ等ストリートファニチャー

〔占用等の許可の基準を設定する占用物件の抽出例〕

- ⑤バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器

②景観計画における定め方の検討

- 「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」の定め方については、一義的・定量的な基準と、裁量的・定性的な基準とする場合が考えられます。

【整備に関する事項の定め方の例】

①道路の舗装について

〔一義的・定量的な基準例〕材料は自然素材（御影石又はそれに類するもの）を使用する。
〔裁量的・定性的な基準例〕沿道のまちなみを引き立てるような材料及び色彩とする。

②照明柱、標識・信号柱、横断防止柵、車止めについて

〔一義的・定量的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、色彩をダークブラウン（マンセル値 10YR2.0/1.0）とする。
〔裁量的・定性的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、落ち着いた色彩とする。

③植栽及び街路樹について

〔一義的・定量的な基準例〕街路樹は地区のシンボルである「ヤナギ」とする。
〔裁量的・定性的な基準例〕街路樹は沿道のまちなみを引き立てる樹種を採用する。

④案内サイン・ベンチ等ストリートファニチャー

〔一義的・定量的な基準例〕案内サイン・ストリートファニチャー類は高さを 1.5m 以下とし、自然素材を使用する。
〔裁量的・定性的な基準例〕案内サイン・ストリートファニチャー類は沿道のまちなみと調和する規模とし、まちなみと調和したデザインの配慮を施す。

【占用等の許可の基準に関する例】

⑤バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器

〔一義的・定量的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、色彩はダークブラウン（マンセル値 10YR2.0/1.0）とする。
〔裁量的・定性的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、落ち着いた色彩とする。